マイナ保険証に変わります！

『マイナ保険証のご利用方法』

原　洋介
（医事課　事務員）

保険証の新規発行廃止

従来、医療機関や薬局では、健康保険証とマイナンバーカードのいずれかで受診ができますが、令和6年12月より保険証の新規発行が廃止されます。従来の保険証は有効期限までは使用可能ですが、今後はマイナ保険証（マイナンバーカードをお持ちでない方は資格確認書）へ切り替わります。

ご使用にあたっては、マイナンバーカードと保険証情報の連携が必要になります。病院の顔認証端末でも連携が可能です。※マイナンバーカード申込時に「電子証明書発行」を申請した場合

保険証確認以外の用途

①限度額認定証の申請手続きが不要

病院窓口で高額療養費制度を利用するには、事前に保険者へ限度額認定証申請手続きが必要でしたが、患者さんの同意があれば、オンライン資格確認のシステムを使って確認できるため申請手続きが不要となります。

これにより、限度額認定証がなくても限度額を超える支払いが病院窓口で免除されます。

②診療・薬剤・健診の情報閲覧が可能

患者さんがマイナ保険証を用いて認証端末で同意された場合に限り、医師が診療情報、薬剤情報等を確認できます。初めて受診される方や複数の医療機関に受診されている方、お薬手帳をお持ちでない方など、いつ・どこの病院で・どのような薬が処方されたか、過去の健診結果の状況を確認できるため、治療に必要な情報を共有する事ができ、健康管理や医療の質が向上します。

この情報は患者さん自身も※マイナポータルで見ることができますので、いつでも自分の体にかかわる知っておくべき情報を確認する事ができます。

また、大規模災害発生時は国が必要に応じて範囲・期限を指定したうえで特例措置を適応します。特例措置が適応された場合、マイナ保険証がなくても薬剤情報や特定健診情報の確認ができるようになり、災害時の診療に活用する事ができます。

マイナポータルとは？
※行政手続きやオンライン申請等が行える自分専用のサイト